

○上勝町乳幼児等医療費の助成に関する条例

昭和48年4月2日

条例第3号

改正 平成6年9月30日条例第9号

平成7年3月20日条例第14号

平成9年7月1日条例第8号

平成12年3月31日条例第9号

平成13年3月26日条例第9号

平成14年3月27日条例第7号

平成14年9月27日条例第16号

平成18年6月30日条例第11号

平成19年9月28日条例第22号

平成20年3月28日条例第10号

平成23年3月17日条例第3号

平成25年3月25日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等に係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児等」とは、満15歳到達日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳幼児等を現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

- 4 この条例において「医療保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）（以下「健保法」という。）その他規則で定める法令をいう。
- 5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定に基づき国又は地方公共団体が負担する育成医療その他規則で定める医療に関する給付をいう。

（助成を受ける資格）

第3条 次条第1項に規定する乳幼児等医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる資格を具備していなければならない。

- (1) 上勝町の区域内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である乳幼児等（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する乳幼児等を除く。）（以下「対象乳幼児等」という。）の主として生計を維持する保護者であること。

（乳幼児等医療費の助成）

第4条 上勝町は、対象乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することになる費用から、各法の規定による附加給付金等を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、乳幼児等医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担により医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、乳幼児等医療費は支給しない。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

第5条 上勝町は、対象乳幼児等が健保法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、保険薬局その他規則で定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、乳幼児等医療費として助成すべき額の限度において、助成対象者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、助成対象者に対し、乳幼児等医療費の支給があったものとみなす。

3 上勝町は、第1項の規定により、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を徳島県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(損害賠償と調整)

第6条 上勝町長は、助成対象者が当該対象乳幼児等に係る疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、乳幼児等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した乳幼児等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(乳幼児等医療費の返還)

第7条 上勝町長は、偽りその他不正の手段により乳幼児等医療費の支給を受けた者に対し、当該乳幼児等医療費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 乳幼児等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日条例第9号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日条例第14号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月1日条例第8号）

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第9号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心身耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日条例第9号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第7号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第16号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日条例第11号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月28日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第16号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。